

ICT 教育推進協議会の年会費に関する細則

ICT 教育推進協議会の年会費については、以下のとおり定める。

- (1) 年会費は、当該年の4月1日から翌年3月31日までの1年間の会費とする。
 - (ア) 正会員:1口10万円
 - (イ) 準会員:無料
 - (ウ) 個人会員:無料
- (2) 年度途中の入会に係る場合であっても、年額を納入するものとする。なお、年度途中の入会の場合の年会費は入会日から起算して60日以内に指定の銀行口座に振り込むものとする。
- (3) 既存会員の毎年の年会費、および年度初めに入会した会員の年会費は、当該年の6月末日までに、指定の銀行口座に振り込むものとする。
- (4) 会計年度途中に退会した場合、納入された年会費の返還は行わない。また、退会時に会費が未納の場合には、これを納めねばならない。

【附則】

1. 初年度(平成22年度)の会費は、正会員、準会員ともに無料とする。
2. 本細則に定める会費額は、平成26年度(平成27年3月31日まで)は見直さないものとする。
3. 本細則に定める会費額は、平成28年度(平成29年3月31日まで)は見直さないものとする。
4. 本細則に定める会費額は、平成30年度(平成31年3月31日まで)は見直さないものとする。
5. 本細則に定める会員区分を、平成31年4月1日に改定した定款第4条(1)に基づき新たに定める。

平成22年12月6日 制定

平成27年4月23日 改定

平成29年4月24日 改定

平成31年4月1日 改定